



CLUB BULLETIN

R. I. 第 2530 地区

いわき勿来ロータリー・クラブ

会長 鈴木 正人
幹事 嵐 繁雄
SAA 後藤 泰治
会報小委員長 今泉 敏徳

○例会日 毎週水曜日(12:30～13:30) ○事務所 いわき市植田町中央一丁目6番地の9
○例会場 ホテルミドリ 〒974-8261 ホテルミドリ内
TEL0246-62-3737

第 2767 回 例会 平成 31 年 3 月 13 日(水・晴)

2018 - 19 年国際ロータリーのテーマ
インスピレーションになろう

会員卓話 畠山 禎昭 会員

米山奨学生 朴 相俊(パク・サンジュン)さん

◎会長報告—鈴木正人会長

皆さん、こんにちは。先週3月9日(土)に関東地方で春一番が吹いたと報道されました。春一番とはどういう条件があるかと一寸調べて見ました。北海道、東北、沖縄を除く各地域で、立春(2月4日)から春分(3月21日)の間に、その年初めて吹く南寄りの強い風のことをいいます。日本海を進む低気圧に向かって南にある高気圧から10分間平均で風速8m/S以上の風が吹き込み、前日にくらべ気温が上昇することが条件とされています。春を告げるこの南風です。これから日々暖かくなって行くものと思われれます。さて、次の例会(3月27日)の後に臨時クラブ総会を開催させていただきます。議題は、岡崎南RCとの「親善クラブ継続調印」について、でございます。2013-14年の生駒年度に親善クラブ締結を行い、親善を深めて参りました。あれから、5年が経過し、引き続き親善クラブを継続したい旨の提案が岡崎南RCからありました。理事会で決めるのではなく、会員の皆様の意見をお聞きして決めたいと思います。後日、改めて文章で連絡致しますのでよろしくお願い致します。米山奨学生の朴俊(パク サンジュン)君が見えています。後ほど奨学金をお渡しいたします。会長報告は以上です。

◎高萩ガバナー補佐より報告

皆さん、こんにちは。3月11日希望の灯りの集いに出席して参りました。各クラブより希望の灯りの維持費1万円をいただいております。実行委員長の橋本芳家さんが司会をされ、最初にご挨拶されたのが国会議員の吉野正芳さんです。続いて清水市長のご挨拶がありました。それからガス灯より火を分灯しろそくに火をつけました。15時30分から18時30分頃まで行いました。

出席状況	正会員数	56名	カード出席	8名
	本日出席会員数	36名	本日の修正出席率	80.77%

ロータリーソング 奉仕の理想

—今月は水と衛生月間です—

ロータリーの行動規範
高瀬 政男 会員



◎米山奨学生 朴相俊(パク・サンジュン)さんへ奨学金贈呈

米山奨学生朴相俊さんへ米山奨学金を鈴木会長より贈呈いたしますので前の方へどうぞ。皆さん、こんにちは。米山奨学生の朴相俊です。先月のIM



に出席できなくて申し訳ありませんでした。理由は私が大腸炎になってしまったからです。ポリープがあり取って薬を飲んで回復しました。来年もIMがありますので参加してスピーチをしたいと思えます。今日の夜から私はベトナムへ行きます。遊びではなくボランティアとして行きます。韓国語と日本語を無料でベトナムの苦しい生活をされている方へ学んでもらいたく行ってきます。その報告も次回させていただきますのでよろしくお願い致します。

◎幹事報告—嵐繁雄幹事

- ・ガバナー事務所より2017-18年度の米山奨学生終了式開催案内が届いています。当日、鈴木会長と朴君で参加していただきます。
- ・東京江戸川ロータリークラブとのゴルフ大会を計画しておりましたが開催日に江戸川さんが参加出来ないとの連絡が入り関係者各位と協議した結果今回は中止ということになりました。
- ・いわき平中央ロータリークラブから週報と3月のプログラムが届いております。全て回覧中ですのでご覧下さい。

◎各委員会報告

◇出席委員会—吉野彰芳副委員長

本日の出席状況は下記の通りです。また、本日は出席奨励賞をお渡し致しますが2名とも欠席ですので名前だけ発表します。荒川義次会員、佐藤友計会

員の2名です。おめでとうございます。

◇親睦活動委員会—林毅彦小委員長

親睦活動委員会よりお知らせをしたいと思います。4月7日(日)毎年恒例の観桜家族例会を開催したいとおもいます。出発が朝7時と早いですが大勢の皆さんの参加をお願いします。3月27日の例会までが締切りですのでよろしくお願い致します。

◇スマイルボックス委員会—赤津善宣小委員長

・大分春めいてきました。花粉対策をしっかりしてのりきりましょう。富岡、赤津(善)、富澤、吉野、高萩、渡邊(貴)、大平、小澤、清水、細田、荒川清、影山、木村、岩本、川口、根本、林、今泉、後藤各会員及び鈴木会長、木幡会長エレクト、嵐幹事、星副幹事・誕生祝ありがとうございました。畠山、菅野各会員・出席奨励賞ありがとうございました。佐藤(友)会員・早退ごめんください。 齊藤、鈴木(修)各会員・前回休んでごめんください。 中河会員

◎会員卓話—畠山禎昭会員

皆さん、こんにちは。本日の私の卓話は、昨年改正された相続法の改正について、相続の手続きがどう変わったのか、その変更点について、かいつまんで話をさせていただきます。相続の話となりますと、いく分デリケートな面もありますが、一般論としてお聞きいただければと思います。また、私よりもっと詳しいと思われる方や、会員の中には保険会社の方や金融機関の方、渡邊支店長、菅野支店長もいらっしゃる前で、私が話すのもおこがましいのですが、何か参考になることが一つでもあればという思いで、今回は話させていただきます。昨年7月、遺産相続にかかる民法、いわゆる相続法の一部を改正する法律が成立しました。約40年振りの大きな改正が、新聞や雑誌で取り上げられました。ところが、それらの記事を読んでも「実際はどうなるのか」、よく理解できない部分があります。というのも、今回の改正では結論がでていない部分がいくつかあって、具体的に相続税の詳細が決まるのは今後だからです。新しい民法は、一部を除いて今年7月の施行が決まっていますので、細部はそれまでには決まるものと思われれます。

そういった状況の中で、特に改正のポイントとして、3点をあげました。

1つ目は、配偶者がなくなったあと、残された夫または妻がそのまま自宅に住みつけられるという「配偶者居住権」の新設です。

2つ目は、息子の嫁などが生前に介護で苦労などした場合に、その対価を金銭で請求できるようになったこと。

3つ目は、遺言状を作成する際にこれまでのように必ずしもすべて自筆でなく、その一部はコピーやパソコンで作成したものでもまとめられるようになったことです。

そのほかにも改正点はありますが、ここではこの3

点を中心にご説明します。その前に、相続税を取り巻く状況ですが、現在は、相続税の基礎控除額は3,000万円プラス法定相続人の数×600万円となっています。たとえば、配偶者に子供2人、計3名の相続人の場合、遺産総額が4,800万円より多いと相続税を納めることとなります。この基礎控除額は平成25年の税制改正で引き下げられたもので、そのため改正が適用された27年から相続税を納める人が一気に増えました。全国平均では、改正前の平成24年は亡くなった人のうち、課税対象となったのは4.2%でしたが、28年では8.1%と2倍近くになっています。より身近な問題ともいえます。それは、まず「配偶者居住権」についてですが、「配偶者居住権」とは故人と同居していた配偶者が、相続が発生したときに無償で使用していた住居にそのまま継続して住める権利のことです。原則的に期限はなく、終身で住みつけられることができます。新しい民法は今年7月から施行されますが、この「配偶者居住権」だけは来年4月からの施行となります。これまでとおおなき変更となるため、詳細をつめるのにそれぞれ準備期間を要するものと思われれます。ここ分かります、夫が亡くなった妻が残され、一人息子はすでに独立しているケースでみてみます。夫婦は一軒家を所有し、息子が独立したあとは夫婦2人住んでいました。この自宅は、評価額が3,000万円で、ほかに預貯金が2,000万円あったので、相続財産は合計5,000万円です。これまでの制度では、法定相続分に応じて相続するならば、妻と息子はそれぞれ半分ずつの2,500万円を分け合うこととなります。妻が自宅の所有権を引き継ぐのであれば、自宅は3,000万円です。差額の500万円を息子に現金で支払う必要がありました。手持ちに現金がなければ、自宅を売却するなどして用立てることも考えなければなりません。ところが、新制度では、息子が自宅を相続しながら、妻が配偶者居住権を取得してその家に住み続けるという形をとることができます。息子の所有権は、母親が居住するという条件が伴うので「負担付き所有権」とも呼ばれます。この負担付きの所有権は通常の所有権よりも評価が減額されます。なぜかという、負担付き所有権は配偶者居住権が付いているため売買がしにくくなるためです。配偶者居住権にも金額が設定され、母親の配偶者居住権と息子の所有権を合計額した金額が、自宅の評価額である3,000万円となります。ここでは、妻の居住権の評価額は低く見積られるため、仮に1,000万円としていますが、その場合、息子の所有権の評価額は2,000万円となっています。妻は、居住権の1,000万円と現金1,500万円の合計2,500万円をもらって、そのまま住み続けられます。息子は、所有権分の2,000万円と現金500万円を相続することになります。配偶者居住権は他人に譲渡することは出来ません。配偶者が亡くなると消滅する一身上の権利となります。この条件が付くため評価額は低く抑えら、実際には、配偶者の年齢と平均余命などに基づいて居住権の評価額を計算する仕組みで、高齢になるほど評価額は低くなり、相続できる他の財産が増える仕組みになっています。